

妊娠・出産・産後の経済的支援

妊娠・出産

● 一般不妊治療助成

一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るために治療に要する経費の一部を助成します。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎232-4912

● 国民年金保険料免除（産前産後期間）

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間が免除されます。（平成31年2月1日以降に出産をした人が対象です）

対象者 国民年金第1号被保険者（厚生年金、共済年金等の被保険者・扶養者を除く）

手続きについて 出産予定日の6か月前から届出可能

必要なもの 母子健康手帳、年金番号が分かるものまたはマイナンバーが分かるもの

問い合わせ先 健康・保険課 ☎232-4912

● 出産育児一時金

出産時一人につき50万円（産科医療保障制度に未加入の医療機関で出産した場合は48.8万円）が支給されます*。出産した時に、原則加入している健康保険から支給されます。

問い合わせ先 菊陽町国民健康保険に加入の方…健康・保険課 ☎232-4912

上記以外の方…勤務先や協会けんぽ、健康保険組合等

※2025年4月時点

● 助産施設入所制度

出産のときに経済的な理由により入院することができない妊産婦が、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができます。

助産制度を利用できる施設 ・熊本市立熊本市民病院・熊本赤十字病院・慈恵病院・福田病院
入所を希望する場合は、出産にかかる入院をする前に申し込みが必要です。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎232-2202
菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689

● 妊婦のための支援給付金

● 妊婦のための支援給付金（1回目）

対象者 医療機関で心拍が確認された妊婦。妊娠届の際に申請についてご案内します。
※妊娠届出前に流産等された方も対象となります。

支給額 妊婦一人につき5万円

● 妊婦のための支援給付金（2回目）

対象者 出産予定日の8週間前の日を過ぎ、胎児の数の届出をした妊婦。赤ちゃん訪問の際に申請についてご案内します。

※出産予定日の8週間前の日よりも前に流産等された方も対象となります。

支給額 胎児一人につき5万円（双子の場合は10万円）

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912



産 後

● 児童手当

対象者	児童の年齢	支給月額
菊陽町に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代まで）の児童（国内居住）を養育している方	3歳未満	15,000円
	3歳～高校生年代まで	10,000円

第3子以降は
30,000円

支給時期 年6回（偶数月）

認定請求 子どもが生まれたとき、他市町村から転入したときなどは町に申請が必要です。出生日や転出予定日などの異動日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の場合は、所属庁へ申請してください。

必要なもの 請求者の健康保険証、請求者名義の通帳またはキャッシュカード、請求者および配偶者のマイナンバーが分かる書類、印鑑など

問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 232-2202

● 子ども医療費助成

対象者 菊陽町内に住所があり、健康保険に加入している0歳～高校3年生相当年齢（満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子ども

助成内容 病気やケガで健康保険が適用になる診察を受けた場合の医療費の自己負担額を助成します。

※健康保険から給付される高額療養費および付加給付がある場合には差し引き助成となります。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912

● 養育医療費給付

対象者 指定医療機関の医師が養育のための入院治療を必要と認めた乳児（1歳未満）。

助成内容 保険診療による入院医療費の自己負担分を助成します。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912